

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・ 12
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・ 14

公 示

26C02号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月30日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C02
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	千葉シーサイドバス 株式会社
対象となる路線	事案番号 26C02-1 千葉県千葉市花見川区幕張町5丁目 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目 0.9キロ 事案番号 26C02-2 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目 千葉県美浜区ひび野1丁目 0.4キロ
廃止の予定日	令和8年10月1日
廃止を必要とする理由	人員不足により路線維持が困難となり、他路線の通勤時間帯の本数を維持するため、路線を廃止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

26C03号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月30日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C03
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	千葉シーサイドバス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 26C03-1 千葉県八千代市八千代台西1丁目 千葉県八千代市八千代台西1丁目 0. 1キロ</p> <p>事案番号 26C03-2 千葉県八千代市八千代台西1丁目 千葉県八千代市八千代台西6丁目 0. 7キロ</p> <p>事案番号 26C03-3 千葉県八千代市八千代台西6丁目 千葉県習志野市東習志野5丁目12 1. 3キロ</p> <p>事案番号 26C03-4 千葉県習志野市東習志野5丁目30-5 千葉県習志野市東習志野4丁目13 0. 3キロ</p> <p>事案番号 26C03-5 千葉県習志野市東習志野4丁目13 千葉県習志野市東習志野4丁目20 0. 2キロ</p> <p>事案番号 26C03-6 千葉県習志野市東習志野4丁目20 千葉県習志野市東習志野2丁目1 0. 7キロ</p> <p>事案番号 26C03-7 千葉県習志野市東習志野2丁目1 千葉県習志野市東習志野1 0. 1キロ</p>

	<p>事案番号 26C03-8 千葉県習志野市東習志野1 千葉県習志野市東習志野2丁目8 0.5キロ</p> <p>事案番号 26C03-9 千葉県習志野市東習志野2丁目8 千葉県千葉市花見川区長作町417 1.4キロ</p> <p>事案番号 26C03-10 千葉県習志野市東習志野5丁目12 千葉県習志野市東習志野2丁目1 0.9キロ</p> <p>事案番号 26C03-11 千葉県習志野市実籾1丁目2 千葉県習志野市実籾1丁目2 0.1キロ</p>
廃止の予定日	令和8年10月1日
廃止を必要とする理由	人員不足により路線維持が困難となり、他路線の通勤時間帯の本数を維持するため、路線を廃止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号

- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

26C04号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月30日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C04
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	千葉シーサイドバス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 26C04-1 千葉県千葉市花見川区花島町496-20 千葉県千葉市花見川区天戸町1341-2 0. 2キロ</p> <p>事案番号 26C04-2 千葉県千葉市花見川区天戸町1341-2 千葉県千葉市花見川区花見川1-29 0. 7キロ</p> <p>事案番号 26C04-3 千葉県千葉市花見川区花見川1-29 千葉県千葉市花見川区天戸町982-1 1. 2キロ</p> <p>事案番号 26C04-4 千葉県千葉市花見川区天戸町982-1 千葉県千葉市花見川区長作町1270-1 1. 3キロ</p> <p>事案番号 26C04-5 千葉県千葉市花見川区長作町1270-1 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目280-1 1. 6キロ</p> <p>事案番号 26C04-6 千葉県千葉市花見川区天戸町982-1 千葉県習志野市実籾3丁目7-5 0. 5キロ</p> <p>事案番号 26C04-7 千葉県習志野市実籾3丁目7-5 千葉県千葉市花見川区幕張町4丁目33-5 2. 0キロ</p>

廃止の予定日	令和8年10月1日
廃止を必要とする理由	人員不足により路線維持が困難となり、路線を廃止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年4月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B06号 クラシク 株式会社

1. 令和8年2月24日
2. 群馬地区(旧群馬県A地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年4月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B07号 東京メールサービス 株式会社

1. 令和8年3月11日
2. 埼玉南部地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年4月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B08号 仲田 泰明

1. 令和8年3月18日
2. 多摩地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年4月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B09号 武井 佳奈子

1. 令和8年3月19日
2. 群馬地区(旧群馬県A地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年4月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B10号 株式会社 JJコンサルティング

1. 令和8年3月19日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |